

湖 西 市 地 域 防 災 計 画

大 火 灾 対 策 編

湖西市地域防災計画 大火災対策編

目 次

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画

I 大火災対策計画

第1章 総 則

第1節 関係機関の業務の大綱 5-I-1- 1

第2節 過去の顕著な灾害 5-I-1- 1

第3節 予想される灾害と地域 5-I-1- 1

第2章 火災予防計画

第1節 消防体制の整備 5-I-2- 1

第2節 火災の予防対策 5-I-2- 1

第3節 林野火災対策の推進 5-I-2- 2

第4節 火災気象通報の取扱い 5-I-2- 2

第3章 災害応急対策計画

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動 5-I-3- 1

第2節 情報伝達系統図 5-I-3- 1

第3節 市の対応 5-I-3- 2

第4章 災害復旧計画

第1節 各機関が実施する対策 5-I-4- 1

II 大爆発対策計画

第1章 総 則

第1節 関係機関の業務の大綱 5-II-1- 1

第2節 過去の顕著な灾害 5-II-1- 1

第3節 予想される灾害と地域 5-II-1- 2

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画 5-II-2- 1

第2節 危険物災害予防計画 5-II-2- 2

第3節 火薬類災害予防計画 5-II-2- 3

第3章 災害応急対策計画

第1節 関係機関の業務の大綱 5-II-3- 1

第2節 情報伝達系統図 5-II-3- 1

第3節 市の体制 5-II-3- 2

第4節 ガス応急対策計画 5-II-3- 2

第5節 危険物応急対策計画 5-II-3- 4

第4章 災害復旧計画

第1節 原因究明と是正措置 5-II-4- 1

計画の沿革 5-II-4- 2

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」（以下「法」という。）第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市、県及び防災機関が行うべき市の地域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、以下のとおり、「I 大火災対策計画」、「II 大爆発対策計画」から構成する。

I 大火災対策計画

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	消防体制の整備、火災予防計画、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達、市の対応
第4章 復旧計画	各機関が実施する対策

II 大爆発対策計画

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防対策、火薬類災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	主旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、情報伝達、市の対応
第4章 復旧計画	原因究明と是正措置

I 大火災対策計画

第1章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容	
市	消防体制の整備	(1) 消防組織の確立 (2) 消防施設の整備 (3) 消防救急の広域化の推進 (4) 消防職員・消防団員の教育 (5) 消防団の活性化 (6) 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	(1) 建物の不燃化の指導 (2) 消防用設備等の整備 (3) 防火管理体制の整備 (4) 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	(1) 林道（防火道）等の整備 (2) 予防設備の整備 (3) 消防資機材の配備
	災害応急対策	(1) 消防活動 (2) 広域活動協力体制
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第2節 過去の顕著な災害

過去の顕著な災害は資料編（23-3）<過去の災害等（火災）>のとおりである。

第3節 予想される災害と地域

風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。

大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。

- ・冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風

- ・春から初夏にかけて帶状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下

林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。

林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

1 気象条件

気候は温和であり、平均気温は16°C～17°Cとなっている。

年間を通じた平均風速は3m/s前後であるが、冬季に大陸からの高気圧が赤石山脈にさえぎられて吹き下ろす「からつ風」は10m/s以上となることがある。

また、台風の襲来時は30m/s以上の暴風になることもある。

第2章 火災予防計画

市は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第1節 消防体制の整備

区分	内容
消防組織の確立	市内における各種災害による被害の軽減を図るために、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期する。
消防施設の整備	市は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期する。
消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進する。
消防力の現況	市における消防力の現況は資料編（9-2）<消防力の現況>のとおりである。
消防職員・消防団員の教育	市は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣する他、一般教育訓練を実施する。
消防団の活性化	(1) 災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 (2) 市及び県は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、市民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進する。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	市及び県は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努める。※資料編（9-3）<湖西市消防本部 緊急消防援助受援計画>

第2節 火災の予防対策

区分	内容
都市防災対策の推進	火災危険地域の解消に努めるとともに、準防火地域内の建築物の不燃化を推進し大火の発生防止に努める。
予防査察の実施	防火対象物の予防査察を定期的に実施し、火災危険箇所の改善を指導する。
消防用設備等の整備	火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	ショッピングセンター、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進する。 また、自衛消防組織等の自主的災害予防体制を確立し、保安点検の推進を図り危険物施設の灾害防止を図る。

防火思想の普及	事業所、学校、自主防災会等に対し防火講習会を実施し防火意識の高揚を図る。
特殊建築物の警防計画の樹立	市内の高層建築物、大規模建築物のうち、人命危険対象、延焼拡大危険対象、防御困難対象等特殊建築物を対象に人命の損傷並びに出火及び拡大危険の有無、消防隊、水利配置の事前計画等有事に備え警防計画を樹立し、火災防御の万全を期す。
危険物施設の保安体制の確立	製造所、貯蔵所、取扱所等の諸施設に対する定期的立入検査、保安指導を実施し、それぞれの基準に適合するよう指導を強化するとともに、自衛消防組織等の自主的災害予防体制を確立し、保安点検の推進を図り危険物施設の災害防止を図る。

第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区分	内 容
林野火災関係機関	市、市消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県獣友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株)、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター (※県地域防災計画 大火災対策編 I 第2章 第3節「林野火災対策の推進」より抜粋)
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。
防災知識の普及啓発	市及び県は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や市、県、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

第4節 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱う。

区分	内 容	
火災気象情報の	対象地域	実施基準

基準	概ね市町単位（二次細分区域）	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 ・毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報号の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 ・注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 ・定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
市長への伝達		通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達する。
火災警報の発表		市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずる。

第3章 災害応急対策計画

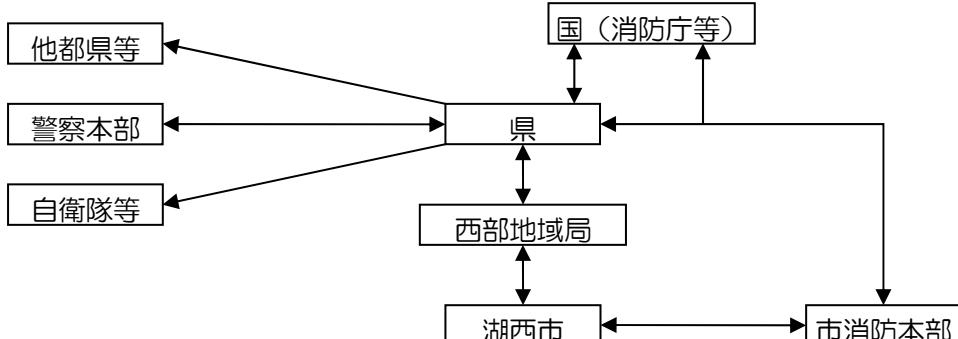
この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

市が県（知事）に報告・要請等を行う場合は静岡県西部地域局（静岡県災害対策本部西部方面本部）を通じて行うことを基本とする。

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区分	内 容
市消防活動体制	市は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るために、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期する。※資料編（9-1）<湖西市消防計画>
広域協力活動体制	市長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行う。 その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。 (1) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 (2) 市の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 (3) その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのあるときは、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行う他、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援する。
消防庁への応援要請	県内の消防力だけでは対応できない場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の応援要請をする。

第2節 情報伝達系統図



第3節 市の対応

区分	内 容
体制配備基準及び災害対策本部の設置	※資料編（1-7）<湖西市災害対応マニュアル>
組織	湖西市の組織計画については「共通対策編 第3章 第2節 組織計画」に準ずる。
任務	(1) 防災対策の総合調整 (2) 情報収集、発信、広報 (3) 関係機関への支援要請等 (4) 二次災害等発生防止措置

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図る。

第1節 各機関が実施する対策

実施主体	内 容
市	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに市民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
県	市、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、市民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	市、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

II 大爆発対策計画

第1章 総 則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第1節 関係機関の業務の大綱

機 関 名	内 容
市消防本部	(1) 危険物事業者の許認可 (2) 煙火の消費許可 (3) 災害発生時の消火、人命救助活動 (4) 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
県	(1) 高圧ガス、火薬類事業者の許認可 (2) 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 (4) 大規模事故発生時の危機管理対応 (5) 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導
県警察	(1) 火薬類事業者の保安指導 (2) 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
関係事業者	(1) 自主保安体制の構築 (2) 危害予防規程、地震防災計画等の策定 (3) 防災資機材の整備 (4) 防災訓練等の実施 (5) 災害発生時の関係機関への通報 (6) 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第2節 過去の顕著な災害

市内において、幸い大規模な爆発事故は発生していないが、過去には、県内で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本市でもおこらないとは限らない。

第3節 予想される災害と地域

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は市内全域で発生する危険性がある。※資料編（9-4）<市内危険物施設一覧>、（9-5）<都市ガス事業者及び高圧ガス事業者>

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区分	内 容	
高压ガス関係事業者の自主保安体制の構築	<p>高压ガス関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危害予防規程、地震防災計画等の策定 (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 (3) 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 (4) 事故や災害への対処訓練の実施 (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結 	
高压ガス関係団体等の保安体制の構築	緊急応援体制の整備	静岡県一般高压ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。
	防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。
	防災訓練	高压ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高压ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に実施し、防災能力の向上を図る。
	L Pガスの自主保安の推進	<p>製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るために、情報伝達訓練を実施する。</p> <p>一般消費先の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全機器、地震対策機器の普及促進 (2) 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 (3) ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起
L Pガスの保安推進	<p>L Pガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、市及び県と（一社）静岡県L Pガス協会、関係事業者が、L Pガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施 (2) 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備 (3) 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収 (4) 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進 	
都市ガスの保安推進	自主保安体制の構築	都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。
	マイコンメータ等の整備	都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。

	広報、 巡視点検	ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や市民への広報を行う他、需要家の閉栓を実施する。 また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。
圧ガス運搬車両 の保安指導		高圧ガス運搬中の事故を防止するため、市は県、警察と共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。
防災訓練		市は、県、警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。
ライフライン防 災連絡会による 連携強化		市は、県が開催するライフライン防災連絡会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。

第2節 危険物災害予防計画

各消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、一般社団法人静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区分	内 容
危険物関係事業者の自主保安体制の構築	危険物関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 (1) 予防規程、地震防災計画等の策定 (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 (3) 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 (4) 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施 (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
危険物事故 防止対策	危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。
危険物安全週間	(1) 毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 (2) 危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く市民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る
危険物運搬車両の 安全指導	危険物運搬中の事故を防止するため、市、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。 (1) 事故対応マニュアルの策定 (2) 危険物運搬車両の監視指導 (3) 事故対応合同訓練
防災訓練	市は、県、警察、消防、一般社団法人静岡県危険物安全協会連合会等と合

	同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。
--	---

第3節 火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、市、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

区分	内 容
火薬類関係事業者の自主保安体制の構築	<p>火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危害予防規程、地震防災計画等の策定 (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 (3) 従業員への保安教育、施設の巡回点検等の実施 (4) 事故や災害への対処訓練の実施 (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
火薬類関係事業所の監視指導	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県、消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。 (2) 県及び静岡県火薬類保安協会は、発破作業等の火薬類の使用場所の巡回指導を行う。 (3) 県及び消防は、花火の正しい取扱い等について、県民への広報啓発を行う。
火薬類危害予防週間	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間ににおいて、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 (2) 火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講修会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る

第3章 災害応急対策計画

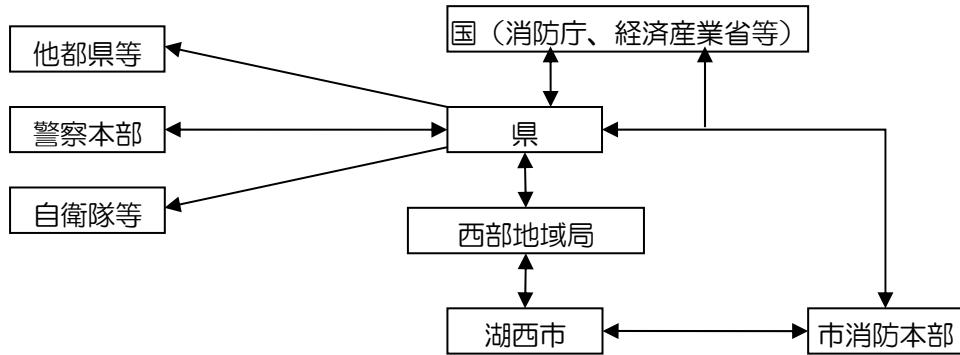
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、二次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壤由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 関係機関の業務の大綱

機関名	内容
市・市消防本部	(1) 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 (2) 市の対策本部設置 (3) 消火活動 (4) 人命救助活動 (5) 避難誘導 (6) 事故調査
県警察	(1) 事故捜査 (2) 交通規制 (3) 避難誘導
発災事業者	(1) 事故通報 (2) 自衛防災対応 (3) 災害拡大防止措置 (4) 関係機関への協力 (5) 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 情報伝達系統図



第3節 市の体制

区分	内 容
体制配備基準及び災害対策本部の設置	※資料編（1-7）<湖西市災害対応マニュアル>
組織	湖西市の組織計画については「共通対策編 第3章 第2節 組織計画」に準ずる。
任務	(1) 防災対策の総合調整 (2) 情報収集、発信、広報 (3) 関係機関への支援要請 (4) 二次災害等発生防止措置

第4節 ガス応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためにガス災害対策について定める。

1 非常態勢組織の確立

区分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。
ガス事業者の緊急体制の整備	(1) ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動態勢及び社内連絡態勢等非常態勢組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 (2) 非常態勢組織は、夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区分	内 容
都市ガス・LPGガス 保護保安対策	(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。 (2) ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 (3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 (4) 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 (5) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行う。

		(6) 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、必要により、市、市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。 (7) ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
	危険防止対策	(1) 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火氣の取扱いには特に注意をする。 (2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺の市民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
	応急復旧対策	(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 (2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。 (3) 都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。 (4) 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧にあたっては、ガス供給施設等の保全にあたる他、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、臨時供給を考慮する。
高 圧 ガ ス		(1) 製造者等の措置 ア　製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、その作業に必要な作業員以外のほかは退避させる。 イ　販売施設、貯蔵所等において充填容器を安全な場所に移す。 ウ　必要な場合は、従業員又は付近の市民に退避するよう警告するとともに、関係機関に通知する。 エ　充填容器が外傷又は高熱を受けたときは、充填されている高圧ガスを廃棄し、又はその充填容器を水中もしくは地中に埋める。 (2) 市長の措置 ア　引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり製造販売施設、貯蔵所及び液化酸素の消費のための施設に対する保守上必要な措置を指示するとともに、火災警戒区域を設定し、区域内の火氣使用禁止又は防災関係者及び施設関係者以外の立ち入りの制限及び禁止もしくは退去を命ずる。 イ　被害者の救出、救護等必要な措置を講ずる。 ウ　引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとり、人員、機械を動員し、災害の防御又は災害の拡大を防止する。

3　市、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施にあたっては、市、市消防本部、県及び警察と十分連絡、協議する。

4　事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を市、市消防本部、県及び警察に行う。

第5節 危険物応急対策計画

この計画は、市内における危険物施設の災害応急対策を示し、災害時における被害の拡大防止を図るものとする。実施方針は以下のとおりである。

1 応急対策

区分	内容
火薬類	<p>(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置（法令による）</p> <p>ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれを移し、見張人をつける。</p> <p>イ 通路が危険であるか又は輸送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずる。</p> <p>ウ 火薬庫の出入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火的な措置を講じ、必要に応じ付近の市民に避難するよう警告する。</p> <p>エ 吸湿、変質不発、半爆等のため著しく原性能もしくは原形を失った火薬類又は著しく安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。</p> <p>(2) 市長の措置</p> <p>ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり、販売業者、消費者その他火薬を取り扱う者に対して、火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。</p> <p>イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり、火災警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立ち入りの制限及び禁止もしくは退去を命じる。</p> <p>この場合、避難者についてはその退避先を指示する。</p> <p>ウ 被害者の救出、救護その他必要な措置を講ずる。</p> <p>エ 爆発又はそのおそれがあると認めたときは、関係機関と連携をとり消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大を防止する。</p>
石油類	<p>(1) 所有者の措置</p> <p>ア 出火防止の措置</p> <p>(ア) 施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。</p> <p>(イ) 施設内の電源は状況により保安系統を除き遮断する。ただし断線の場合は自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。</p> <p>(ウ) 配管のき裂等による危険物の漏えい箇所の探知を実施し、その確認と措置を講ずる。</p> <p>(エ) 出火防止上危険と認められる作業は中止する。</p> <p>(オ) その他施設内の巡回を強化し警戒の万全を図る。</p> <p>イ 消防設備の確保</p> <p>(ア) 消防設備を点検し機能を確保する。</p> <p>(イ) 消防ポンプ車等の確保に努め自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。</p> <p>ウ 災害防止の措置</p> <p>(ア) 危険物貯蔵タンク容器等の損傷、転倒による漏油、流出は積土のう、その他必要な処置を実施して流出区域の拡大を阻止する。また付属施設には水防、防火等防護措置を安全に実施する。</p> <p>(イ) 貯蔵危険物の保安措置を強化する。</p> <p>(ウ) 保安資機材を確保する。</p> <p>(2) 市長の措置</p> <p>ア 施設内における一切の火気の使用を禁じ、場合により使用の一時停止又は制限を命じる。</p>

	<p>イ　状況により立ち入り検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。</p> <p>ウ　被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は施設関係者に応急の措置を講ずるよう命じ、関係機関と連絡をとり、火災警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示、勧告する。この場合避難先を指示する。</p> <p>エ　引火、爆発又はそのおそれがあるときは、消防の人員、機材を動員し災害を防御又は災害の拡大を防止する。</p>
放射性物質	<p>(1) 施設関係者の応急措置</p> <p>ア　放射線障害発生の防止</p> <p>(ア) 放射性同位元素により汚染おそれがある場合は、防護具の着用、用具の使用、避難などにより危険をさける。</p> <p>(イ) 負傷者又は放射線傷害を受けた者、又は受けるおそれがある者の救出を行い、応急処置をする。</p> <p>イ　火災時汚染区域及び火災時危険区域の設定</p> <p>(ア) 火災時汚染区域</p> <p>放射線及び空中放射性同位元素濃度が汚染拡大防止に必要な数量、濃度を超え、又は超えるおそれがあると認められる区域</p> <p>(イ) 火災時危険区域</p> <p>上記の区域内で傷害防止に必要な数量、濃度を超えて、防護衣、自給式吸器などを必要とする区域又は必要と認められる区域</p> <p>(ウ) 放射性同位元素の搬出</p> <p>放射性同位元素を移した場所には人が近づかないように、なわを張り、標識などを設け、見張人をおく。</p> <p>ウ　災害により放射線傷害のおそれがある場合又は放射線傷害が発生した場合には、関係機関に通報するとともに、適切な情報提供を行う。</p> <p>(2) 市長の措置</p> <p>ア　放射能検出施設の関係者等の協力を得て放射線の検出を行う。</p> <p>イ　放射線危険区域設定</p> <p>(ア) 検出器具で放射線が毎時1ミリシーベルト以上検出された区域及び関係施設からの流出、煙等で汚染され、又は汚染されたと思われる区域並びに関係者の勧告する区域を放射線危険区域とする。</p> <p>(イ) 放射線危険区域はロープ及び標識により明確に表示する。</p> <p>(ウ) 放射線危険区域は防御行動に必要な最小限度の人員以外は立ち入らせない。</p> <p>ウ　避難措置</p> <p>放射性物資を含んだ粉塵、流水が危険区域を超えて飛散流出すとき、又はそのおそれがある場合は施設の関係者と緊密な連携のもとに必要に応じて広報するとともに避難のための立退き等の措置をとる。</p>

2　市、県等との連絡協議

事業者は、災害の応急対策の実施にあたっては、市、市消防本部、県及び警察と十分連絡、協議する。

3　事故の報告

事業者は、事故の報告を市、市消防本部、県及び警察に行う。

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や市民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

区分	内 容
発災事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 (2) 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 (3) 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 (2) 必要な場合には、県及び国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や市民生活に関する普及措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や市民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 (2) ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 (3) 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 (4) 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や市民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 (5) 該当区域の巡回点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 (6) 発災事業者は、復旧状況等を隨時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近の市民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 (2) 市及び県は市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

計画の沿革

平成26年	3月	湖西市地域防災計画大火災対策編	策 定
平成27年	3月	〃	一部訂正
平成28年	3月	〃	一部訂正
平成30年	3月	〃	一部改正
令和3年	1月	〃	一部改正
令和4年	2月	〃	一部改正